

東松教保発第 0424001 号

令和 2 年 4 月 2 4 日

認可保育施設
保護者の皆様へ

東松山市長 森 田 光 一
(公印省略)

認可保育施設の臨時休園について

日頃より、本市保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本市では、令和 2 年 4 月 7 日の「新型コロナウイルス感染拡大に関する緊急事態宣言」及び「埼玉県における緊急事態措置の実施について」を受け、同年 4 月 8 日付け「認可保育施設における登園自粛について」のとおり、保護者の皆様に 5 月 6 日（水）まで登園の自粛を要請してきたところです。

本市では、安全に最大限配慮しながら保育を実施してまいりましたが、人と人との接触が未だ多く、施設では感染のリスクが高い状況が続いています。

つきましては、令和 2 年 4 月 3 0 日（木）から緊急事態宣言が解除される日まで臨時休園することとしましたので、お知らせします。

なお、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方については、下記により特例的に保育を実施いたしますので、別紙「特例的保育利用申請書」の提出をお願いします。

大切な子どもの命、そして、施設職員を新型コロナウイルス感染症から守る取組に、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休園期間

令和 2 年 4 月 3 0 日（木）から緊急事態宣言が解除される日まで

2 特例的に利用できる対象者

保護者がともに以下の（1）から（4）までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、または（5）に該当する世帯

（1）病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事

（2）老人福祉施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々の保護の継続に

関する業務に従事

- (3) インフラ（電力、ガスなど）運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- (4) 警察、消防、鉄道、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
- (5) その他、家庭での保育が特に困難な場合

3 特例的保育利用申請書

特例的保育の利用を希望される方は、別紙「特例的保育利用申請書」を4月30日（木）または、ご利用の初日に保育施設にご提出ください。

※申請書提出後に登園希望日に変更になった場合には、在籍する施設に必ず連絡をお願いします。

4 利用者負担額

4月8日以降で登園しなかった日数による日割計算で減免します。

※一旦、本来の月額利用者負担額でお支払いいただき、後日還付（返金）します。

※申請手続は不要です。

5 その他

- ・園児や同居のご家族の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、感染の疑いがある場合は、在籍する保育施設にご連絡ください。
- ・本内容は、令和2年4月24日時点での情報をもとに作成しています。状況に応じて、今後変更になる場合があります。

【問合せ】

東松山市子ども未来部保育課

電話 0493-23-2221（内線 671・672・673・674）